

「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行しました

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(障害者差別解消条例)を、令和6年4月1日に全面施行しました。

一人ひとりが障害や障害のある人について理解を深め、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。



障害を理由とする差別を禁止しています

この条例では、県と事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることを禁止し、合理的配慮の提供を義務化しています。

不当な差別的取扱いとは？

障害があるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したりするなど、障害のない人と異なる取扱いをすることで、障害のある人を不利に扱うことをいいます。

具体例

障害を理由に窓口での対応や入店を断る



保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない



車椅子の利用や補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を理由にサービスの提供を断る

合理的配慮の提供とは？

障害のある人から、社会にある障壁(バリア)を取り除くために配慮を必要としているとの申し出があった場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

具体例

書類手続きを行う際に、視覚障害がある人に内容を読み上げて説明する



知的障害がある人のために、ふりがなを振った資料を用意する

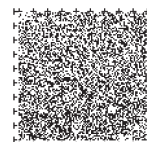
精神障害がある人が働きやすいように、勤務条件などを柔軟に変更する



障害者差別解消条例の対象は？

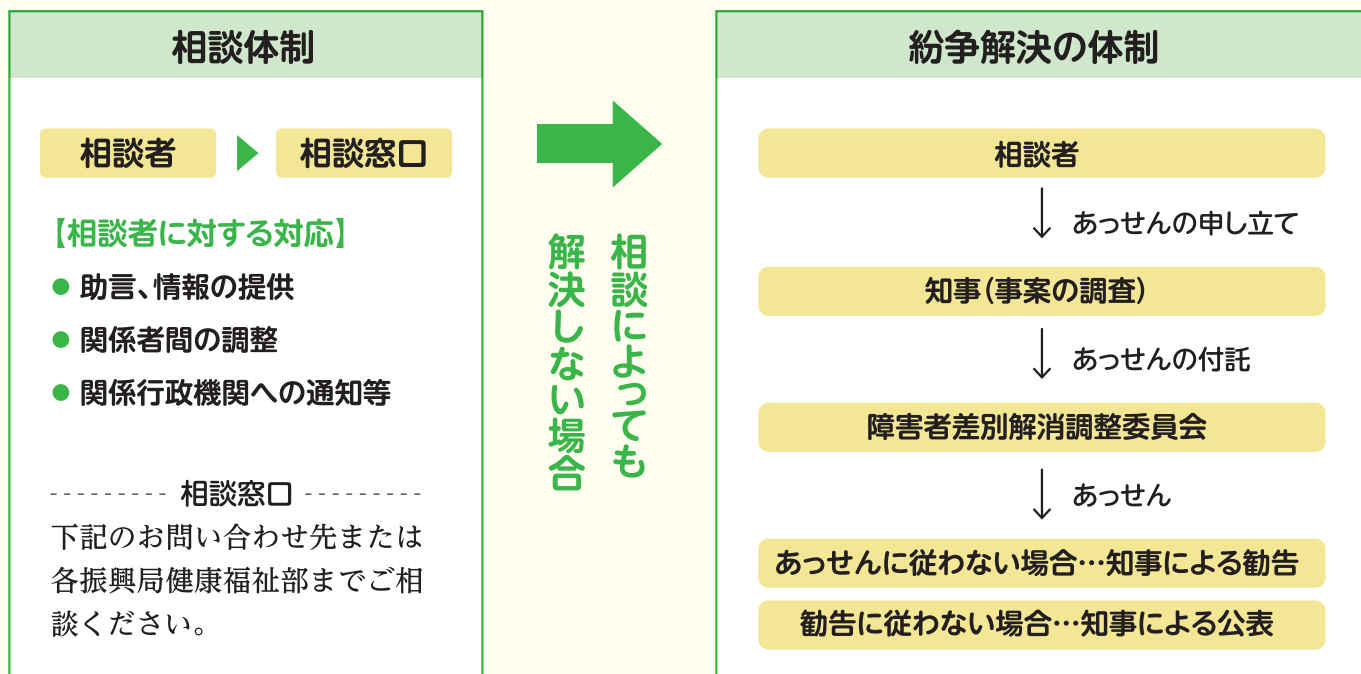
障害者 身体障害、知的障害、精神障害等がある人で、社会の中にある障壁(バリア)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人をいいます。(障害者手帳を持っている人に限りません)

事業者 企業や団体の他、個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



障害を理由とする差別を解消するための体制を整備しました

障害のある人やその家族等は、相談によっても解決の見込みがないと認められる場合は、和歌山県障害者差別解消調整委員会によるあっせんを求めることができます。

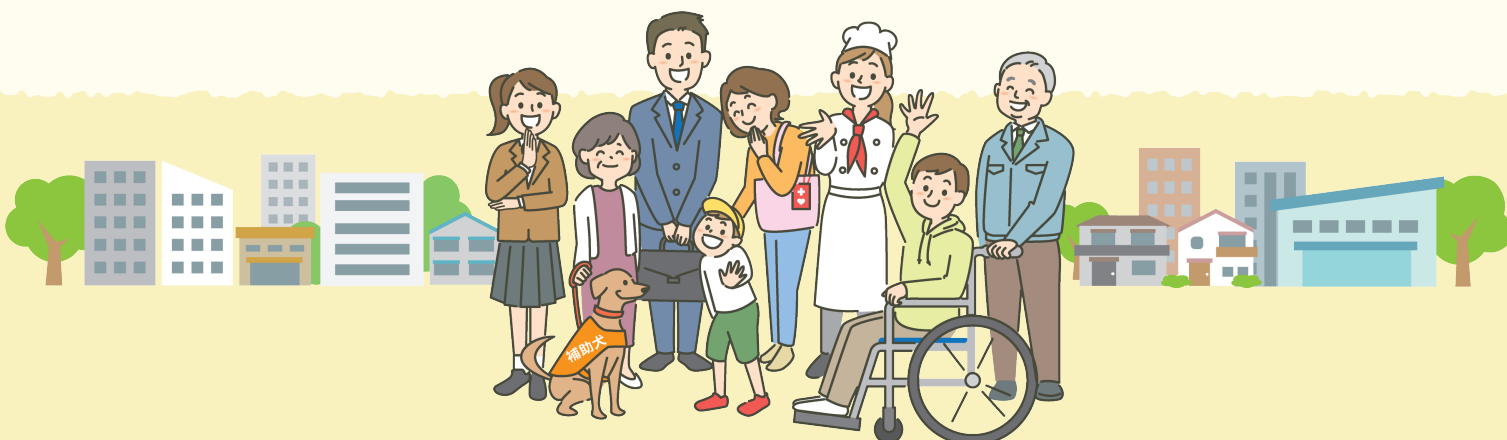


ヘルプマークを知っていますか？

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、電車・バスの中で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

交付場所 和歌山県障害福祉課及び各振興局健康福祉部、一部の市町村窓口

詳しくはホームページをご確認ください。



障害者差別解消条例に関するお問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 電話:073-441-2532 FAX:073-432-5567

